平成２６年（フ）第９７２号
大阪市大正区平尾３丁目14番７号　アドバンス平尾201号、前住所大阪市大正区千島２丁目４番４―1024号
債務者　吉田奈穂美
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０７７号
大阪市西成区長橋１丁目13番10―904号
債務者　稲垣　則昭
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０８０号
大阪市港区磯路２丁目12番１―322号
債務者　杉原喜代子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０８５号
大阪市西成区千本南２丁目16番25―106号
債務者　山田　尚子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４８号
奈良県北葛城郡広陵町馬見中２丁目１番15号、前住所奈良県葛城市八川128番地４
債務者　森本賀名生
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
奈良県磯城郡三宅町大字但馬509番地の２
債務者　後藤　武史
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
奈良県香芝市真美ケ丘５丁目22番12―202号ヴィラ真美ヶ丘
債務者　中井　康至
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
奈良県北葛城郡広陵町大字三吉1745番地２
債務者　西井裕紀子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
島根県出雲市斐川町上直江1926番地１サンハイツ出雲Ｃ―202
債務者　山本　章裕
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第４５号
千葉県印西市滝野４丁目１番11号棟604
債務者　丸山　孝子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第３号
千葉県香取市加藤洲675番地４　十二橋ハイツ204
債務者　萩原　康男
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第１２８号
岐阜県大垣市外渕２丁目157番地２　セジュール近藤　南側206
債務者　フェレイラ　レナト　ルイス　ハジシ
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第３２２号
高知県香南市赤岡町1405番地１　市営住宅別所山団地１棟１号
債務者　山本　和弘
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３２３号
高知県香南市赤岡町1405番地１　市営住宅別所山団地１棟１号
債務者　山本　泰代
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４１号
高知市堺町８番14号　シーザー白亜405
債務者　黒瀬　章夫
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４９号
高知市鏡川町86番地19
債務者　川上　一義
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９８２号
大阪府茨木市南安威２丁目４番１―401号
債務者　河合　　博
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部